「令和５年台風第２号災害静岡県義援金」の募集について

社会福祉法人 香川県共同募金会

令和５年６月２日からの台風第２号や大雨等により、静岡県内各地で多くの被害が発生しました。
静岡県共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を実施することになりました。
つきましては、香川県共同募金会におきましても中央共同募金会の協力依頼を受け、別添のとおり義援金の募集を行いますので、県民の皆さまのあたたかいご支援・ご協力をお願いします。

記

１ 義援金の名称

「令和５年台風第２号災害静岡県義援金」

２ 義援金の受付方法

［静岡県共同募金会へ直接送金する場合］

（１）義援金の名称

「令和５年台風第２号災害静岡県義援金」

（２）義援金受付期間

令和５年６月８日（木）から令和５年９月８日（金）まで

（３）義援金の受入先等

別添「令和５年台風第２号災害静岡県義援金」募集要綱をご参照ください。

［香川県共同募金会で受付する場合］

（１）義援金受付期間

令和５年６月９日（金）から令和５年９月８日（金）まで

（２）義援金の取扱い場所

ア　香川県共同募金会
イ　市町社会福祉協議会内の市町共同募金委員会
ウ　百十四銀行本・支店
エ　香川銀行本・支店

３ 義援金の振込方法

百十四銀行及び香川銀行窓口備付けの「災害義援金専用振込用紙」をご利用いただき、寄付名称欄に「令和５年台風第２号災害静岡県義援金」と記入しますと、受付期間内は送金手数料が無料扱いとなります。

４ 義援金の取扱い

寄せられた義援金は、香川県共同募金会から静岡県共同募金会に送金します。

５ 義援金の税制上の優遇措置

この義援金は、次の税制優遇措置の適用対象となります。

・所得税法第７８条第２項第１号及び法人税法第３７条第３項第１号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当

・地方税法第３７条の２第１項第１号及び同法第３１４条の７第１項第１号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄付金」に該当

税制上の優遇措置を希望される場合は、次のとおりです。

［静岡県共同募金会へ直接送金する場合］

金融機関での振込金受領書に「令和５年台風第２号災害静岡県義援金」募集要綱を添えて、確定申告書類に添付してください。

［香川県共同募金会で受付する場合］

静岡県共同募金会発行の領収書が必要ですので、申し出ていただければ後日送付します。

６ 被災県共同募金会の問い合わせ先

・社会福祉法人　静岡県共同募金会　℡　054-254-5212

７ 参 考

「令和５年台風第２号災害静岡県義援金」募集要綱を添付